

## 信濃町ふるさと移住体験施設の設置及び管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、信濃町への移住を検討している者の生活体験及び町又は団体等が実施する移住者及び地域住民等の交流事業（以下「移住体験交流事業」という。）をするための信濃町ふるさと移住体験施設（以下「移住体験施設」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 移住体験施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 信濃町ふるさと移住体験施設
- (2) 位置 長野県上水内郡信濃町大字富濃 3772 番地 1

(休館日及び開館時間)

第3条 移住体験施設の休館日は、12月28日から翌年の1月3日までとする。

2 移住体験施設のうち、移住生活体験室の開館時間は、終日とする。

3 移住体験施設のうち、共同交流室の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(移住体験施設の使用資格)

第4条 移住体験施設（附属施設及び設備を含む。以下同じ。）を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 移住を検討している者
- (2) 移住体験交流事業に参加する者
- (3) 町長が適当と認めた移住体験交流事業を実施する団体又は個人

(使用の許可)

第5条 移住体験施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、移住体験施設の使用を拒否し、又は退室させることができる。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備及びその他の物品を破損、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 使用者が許可を受けた目的に違反したとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

2 次に各号のいずれかに該当する者は、移住体験施設を使用することができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- (2) 暴力団員を同伴し、又は紹介して移住体験施設を使用させた者
- (3) 移住体験施設の使用申込みの受理後、申込者又は移住体験施設使用者が暴力団員及び暴力団関係者と判明した場合の当該使用者  
(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、使用目的以外のことに移住体験施設を使用し、又は使用権を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。  
(使用許可の変更及び取消し等)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第9条第2項に規定する期日までに使用料を納付しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が管理上特に支障があると認めるとき。

2 前項の規定により使用者が損害を受けた場合においても、町は、生じた損害についての賠償責任を負わない。

(使用料)

第9条 町長は、別表に規定する使用料を徴収する。ただし、移住生活体験室は、宿泊した日数が7泊に満たない場合は、使用料を徴収しないものとし、7泊以上使用する場合は、実際の宿泊数から6泊分を差し引いた日数に別表に規定する使用料の額を乗じて得た額とする。

2 使用者は、前項で定める使用料を納付書が到達した日から10日以内又は移住体験施設を使用する日の3日前までのいずれか早い日までに支払わなければならない。

3 前項の規定により納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 町の必要により許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責任でない事由により使用できなかったとき。
- (3) 使用開始3日前までに使用者の都合により使用できなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げる事由のほか町長が特にやむを得ないと認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(指定管理者による管理等)

第11条 町長は、移住体験施設の管理運営業務について法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 移住体験施設の管理運営業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

第13条 第4条から第10条までの規定は、第11条の規定により、指定管理者に管理運営

業務を行わせる場合について準用する。この場合において、「使用」とあるのは「利用」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 第9条に規定する利用料の額は、別表に規定する使用料の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料（当該利用料を変更する場合も含む。）について、町長の承認を受けなければならない。
- 3 町長は、利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、第3条に規定する休館日及び開館時間について、あらかじめ町長の承認を得て、変更することができる。

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、移住体験施設の使用が終わったとき又は使用の許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

（損害賠償）

第15条 使用者は、移住体験施設を破損し、又は滅失したときは、町長が定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、町長は、賠償額を減額又は免除することができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 別表（第9条関係）

種 別	単 位	使 用 料
移住生活体験室	1 泊	1,620 円
共同交流室	1 回につき	3,240 円

- 備考
- 1 1泊とは、午後2時から翌日の午前10時までの利用をいう。
  - 2 使用料には、光熱水費（暖房用の灯油代を除く。）を含む。
  - 3 暖房用の灯油代については、実費を徴収するものとする。